

# 消防団は地域防災のかなめ



上田 信雅  
消防審議会委員 (富山県消防協会 会長)

今年3月25日に発生した能登半島地震（M6.9）は最大震度6強を記録し、輪島市など能登半島地域で大きな被害が出ました。隣接する富山県内各地でも激しい揺れが観測され、震源地に近い氷見市等では震度5弱を記録し、富山県全体で重軽傷者13人、建物（非住家）の一部損壊5棟のほか上水道の断水等ライフラインにも被害が出ております。地震発生に対して、地元の消防団は直ちに常備消防と一体となって懸命な救援・救助活動にあたりました。また、消防庁からの出動要請により緊急消防援助隊として富山県隊も出動したところですが、被災地の一日も早い復興を願っております。

ところで、北陸地方における大地震の発生は、戦後の昭和23年6月に福井地震（M7.1）があり、また、平成16年10月の新潟県中越地震（M6.8）による大災害は記憶に新しいところです。

今回の地震も含め、昭和に入ってから、北陸四県のうち三県で大きな地震が発生していますが、富山県では発生していません。しかし、富山県においても、少し歴史をさかのぼれば、1586年（天正13年）の天正地震（M7.8）と1858年（安政5年）の飛越地震（M7.0～7.1）があり、大きな被害が記録されています。このことから、たまたま本県を震源とする大地震が150年間ほど発生していないだけであるといえます。

平成17年3月に政府の地震調査委員会から「富山県内で今後30年間に震度6弱以上の地震がある確率は3%」と発表されています。3%の確率が高いか低いかは別として、地震列島といわれる日本においては、「備えあれば憂いなし」、突然襲ってくる地震等の自然災害に対して、常に危機意識を持ち、災害に対する備えが重要であると思います。

なお、大規模災害時に迅速・円滑な災害対策活動を実施するためには、活動拠点を確保することが極めて重要になります。富山県では、防災拠点施設及び消防学校のあり方検討会を設置して検討を重ねてきましたが、今年1月に消防学校と備蓄倉庫やヘリポートなど防災拠点施設を併設する一体的な整備を求める報告書が検討会から知事に提出されました。これを受け、県では本年度にも整備基本計画の策定に取り組むこととなっており、施設の早急な整備が待たれています。

近年、地震に限らず、台風、集中豪雨、竜巻など自然災害による大きな被害が各地で相次いでおり、その規模も大型化しています。消防団は、市民の身体、財産をあらゆる災害から守るという崇高な消防の使命のもとに、永い伝統のなかで培われた旺盛な郷土愛護の精神で地域の安心・安全は自分たちが守るという使命感に燃え、火災・水害等に身を挺して活動しています。

災害に対して消防団はなくてはならない存在であるということは誰でもが知っています。また、消防団がコミュニティの中核組織として地域社会に果たす役割は非常に大きなものとなっています。しかし、一方では消防団を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。消防団員の減少から団員の確保が大きな課題となっていますが、女性消防団員の採用、消防団協力事業所表示制度の活用などを通じて、消防団の重要性と必要性をご理解いただき、住民から信頼され、期待される消防団を目指しています。

# 消防の動き



平成19年  
6月号

No. 435

- 平成19年(2007年)能登半島地震に緊急消防援助隊が出動
- 市町村消防の広域化の推進～平成19年度の取組み等について～
- 平成19年度消防防災施設等整備費補助金の交付決定
- 「救急業務におけるトリアージに関する検討会」報告書の公表
- エアゾール式簡易消火具の破裂等事故に係る注意喚起

FDMA  
住民とともに

総務省消防庁  
Fire and Disaster Management Agency



## 平成19年(2007年)能登半島地震に緊急消防援助隊が出動

### 応急対策室

#### 1 はじめに

平成19年3月25日(日)午前9時42分頃、能登半島において震度6強の地震が発生し、大きな人的・物的被害が発生しました。地元の奥能登広域圏事務組合消防本部(以下「奥能登消防」という。)をはじめ石川県内広域消防応援部隊14隊53人(以下「県内応援隊」という。)、そして1都2府4県から緊急消防援助隊87隊349人が出動し、相互に連携した活動が行われました。

緊急消防援助隊については、平成16年新潟県中越地震災害以来の大規模な出動となり、平成18年3月に運航を開始した消防庁ヘリコプターが初めて災害出動しました。

#### 2 地震の概要(平成19年5月21日現在)

発生日時	震央地名	震源の深さ	地震の規模
平成19年3月25日 9時42分頃	能登半島沖(輪島西南西40km付近) (北緯37.2度 東経136.7度)	約11km	マグニチュード6.9
各地の震度 (震度5弱以上)	【震度6強】 石川県：輪島市、七尾市、穴水町 【震度6弱】 石川県：志賀町、中能登町、能登町 【震度5強】 石川県：珠洲市 【震度5弱】 新潟県：刈羽村 富山県：富山市、滑川市、舟橋村、氷見市、小矢部市、射水市 石川県：羽咋市、宝達志水町、かほく市		
余震 (震度4以上)	・3月25日15時43分頃震度4      ・3月26日14時46分頃震度5弱      ・3月28日13時05分頃震度4 ・3月25日18時11分頃震度5弱      ・3月26日18時02分頃震度4      ・4月6日15時18分頃震度4 ・3月26日7時16分頃震度4      ・3月28日8時08分頃震度5弱		

#### 3 被害の状況

これらの地震により、石川県輪島市では灯籠の下敷きになり1人が死亡するなど、大きな被害が発生しました。

平成19年5月21日現在の被害の概要は次のとおりです。

##### <主な人的被害>

・輪島市において、52歳女性が自宅内にて灯籠の下敷きになり死亡。

(25日10時死亡確認)

都道府県名	人的被害					住家被害			火災		
	死者	行方不明	重軽傷			全壊	半壊	一部破損	建物	危険物	その他
			重傷	軽傷	棟						
新潟県			4	1	3			3			
富山県			13	1	12						
石川県	1		318	27	291	609	1,368	12,323			
福井県			1	1							
合計	1		336	30	306	609	1,368	12,326			

#### 4 消防庁の対応

消防庁では、地震発生と同時に消防庁長官を本部長とする「消防庁災害対策本部」を設置、全職員が参集し被害状況等の情報収集活動を開始しました。

同日、10時15分に石川県知事から消防庁長官に対する緊急消防援助隊の派遣要請を受け、同時刻、京都府に対し、さらに10時45分には福井県、滋賀県、富山県に、その後も東京都、大阪府、兵庫県に対して緊急消防援助隊の出動を求めるとともに、石川県等と緊急消防援助隊の受入れ体制等についての調整を開始しました。

各都府県の緊急消防援助隊の出動状況は次のとおりです。

## ＜緊急消防援助隊の出動状況＞

措置要求時間	応援都府県	(ヘリ)航空部隊	指揮支援隊	都道府県指揮隊	消防部隊	救助部隊	救急部隊	その他特殊部隊等	後方支援隊	部隊数計	出動人員計
10時15分	京都府	1	2							3隊	14名
10時45分	滋賀県			2	8	5	8	2	7	32隊	124名
10時45分	福井県			1	5	4	3		2	15隊	65名
10時45分	富山県	1		1	12	4	10		4	32隊	127名
10時55分	大阪府	1	1							2隊	8名
10時55分	東京都	1	1							2隊	6名
12時00分	兵庫県	1								1隊	5名
合計		5隊	4隊	4隊	25隊	13隊	21隊	2隊	13隊	87隊	349名



現地派遣職員の出動準備（消防庁災害対策本部）

## 5 消防庁ヘリコプターの活動概要

消防庁現地派遣職員及び東京消防庁指揮支援隊が搭乗し、同日13時51分総務省ヘリポートを離陸し、17時25分に石川県庁付近の臨時ヘリポートに着陸（消防庁現地派遣職員及び東京消防庁指揮支援隊は石川県庁内に設置された緊急消防援助隊調整本部に入り、緊急消防援助隊の運用調整を実施）、その後、翌日（3月26日）まで、他の航空部隊とともに、ヘリコプターテレビ電送システム等（以下「ヘリテレ等」という。）を活用し被害状況等の情報収集活動を実施するとともに、消防庁災害対策本部及び官邸危機管理センターにその画像をリアルタイムで送信しました。



消防庁ヘリコプターの出動（総務省屋上ヘリポート）

### ＜消防庁ヘリコプター＞

消防庁ヘリコプターは、平成16年の緊急消防援助隊及び消防庁長官による指示権の法制化に伴い、国家的観点から、消防庁としての責任ある対応を図るため、消防庁職員を被災地に迅速に派遣し、被害状況等の情報を収集し、緊急消防援助隊の部隊派遣に係る的確な運用を行うことを目的とし、平成18年3月24日に運航を開始しました。

## 6 緊急消防援助隊等の活動概要

地震発生直後から、活動を行っていた奥能登消防に加え、金沢市消防局を中心とした県内応援隊により被害状況等の情報収集及び救急活動等を実施しました。

緊急消防援助隊は、福井県隊が同日13時20分に能登有料道路の高松S Aに到着、以後、富山県隊、滋賀県隊も集結を完了しました。その後緊急消防援助隊の活動拠点を輪島市の門前地区としたことから、各部隊は同地区に進出、地元の奥能登消防及び県内応援隊と合流し、被害状況の情報収集活動等を実施しました。

翌日早朝から門前地区において倒壊家屋等の検索活動を再開、各消防部隊及び消防団等と連携した活動を実施し、2日間の活動を終了しました。



集結した緊急消防援助隊

## 7 おわりに

今回の緊急消防援助隊の活動に対し、地元の消防機関との密接な連携により、夜を徹しての警戒活動やヘリテレ等による情報収集など、多方面にわたる活動を実施し、被災地域の住民に大きな安心感を与えるとともに関係方面からも高く評価されております。

今後とも、消防庁では緊急消防援助隊のよりの確で迅速な出動及び活動が行える体制の確立に努めてまいります。

最後に、石川県の被災地の方々にお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧・復興をお祈りいたします。



# 市町村消防の広域化の推進 ～平成19年度の取組み等について～

## 消防・救急課

### 1 はじめに

市町村消防の広域化につきましては、消防組織法（昭和22年法律第226号）の一部改正を行い、「市町村の消防の広域化」として新たな1章を加え、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、消防庁長官が定める基本指針、都道府県が定める推進計画及び広域化を行おうとする市町村が作成する広域消防運営計画等について規定しました。

消防庁では、改正された消防組織法第32条に基づき、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年消防庁告示第33号）を、昨年7月12日に策定するとともに、同日には消防広域化推進本部を設置し、広域化の推進を図っているところです。

一方、各都道府県は、この基本指針において、広域化を推進する必要があると認める市町村の組合せについて、遅くとも今年度中に推進計画で定めることとなっており、推進計画で定められた広域化対象市町村においては、消防の広域化を行おうとするときは、推進計画策定後5年度以内となる平成24年度までに広域化を実現することとしています。

### 2 消防庁の取組み

消防庁では、基本指針の策定と同時に、消防庁長官を本部長とする消防広域化推進本部を設置し、広域化に係る各種施策や普及啓発活動を積極的に展開しています。特に今年度は、各都道府県において、推進計画を策定する重要な時期であることから、都道府県や市町村、消防機関、さらには地域住民などに対して、広域化への理解を深める取組みを展開していく予定です。

消防庁としては、都道府県及び市町村、消防関係者等に対して、広域化の必要性やメリットを十分に理解していただくとともに、地域における消防の広域化への機運を高めるため、消防広域化シンポジウムを全国3か所（5月25日・東京、7月4日・広島、7月27日・仙台）で開催します。また、これと併せて、全国の消防職団員や地域住民の方々にも、今後

の消防のあるべき姿を知ってもらうため、パンフレットを作成し、配布していきます。

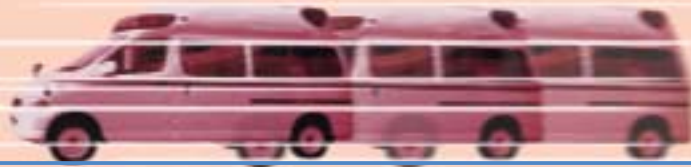
さらに、昨年に引き続き、消防の広域化を積極的に支援し、個別具体的な課題等への助言や広域化に伴う具体的効果事例を提供するため、消防広域化推進アドバイザー制度を活用したアドバイザーの派遣を積極的に行ってまいります。

### 3 財政的な支援措置

財政的な支援措置については、まず、消防組織法第35条第2項では、広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債について、特別の配慮をすることが規定されています。これを受けて、平成19年度から新たに広域化対象市町村が、消防力の整備指針に基づく消防力の適正配置のために必要となる消防署所や指令センターの増改築、移転または新設の事業であって広域消防運営計画に定められたものについて、一般単独事業債の充当率90%とし、後年度にその元利償還金の30%を普通交付税の基準財政需要額に算入するという措置が行われることになりました。消防の広域化による本部機能の統合等により生み出された人員を現場の活動要員に振り向けて消防車等を配置することとなった場合に、消防署所等の増改築等が必要なときは、この措置を活用して消防力の強化による住民サービスの向上に努めていただきたいと考えております。

また、この新たな措置の対象とならない消防本部等の庁舎の整備についても、広域化に伴う場合には、一般単独事業債の充当率を90%に引き上げる措置が講じられています。

さらに、防災基盤整備事業として、消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練・研修施設等の整備に対する地方債の充当率75%、普通交付税の基準財政需要額への算入率30%の措置や、消防通信・指令施設の整備（消防救急デジタル無線で原則都道府県域を1ブロックとして整備するもの及び高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は消防の広域



化に伴って整備するものに限る。) に対する地方債の充当率90%、地方交付税の基準財政需要額への算入率50%の措置も講じられています。

次に、消防防災施設等整備費補助金については、平成19年度から、すべてのメニューにおいて、広域化を行う消防本部の事業を優先採択することとしました。

このほか、市町村が広域消防運営計画を作成するための経費や広域化に伴って臨時に必要となる様々な経費につきましても、特別交付税において措置することとしており、また、都道府県が広域化推進計画を作成するための策定経費についても、2,945千円を普通交付税の基準財政需要額に算入しております。

なお、これらの「消防広域化支援対策」については、今後、消防の広域化の状況を踏まえ、必要に応じて見直すこととしています。

## 4 各都道府県等の動向

消防庁では、本年4月12日から27日までの間、各都道府県に対して広域化に関するヒアリングを実施しました。

その結果、多くの都道府県において、推進計画の策定に向けた委員会等の協議機関を設置するなど、期限内の推進計画策定に向けた取り組みが行われている状況でした。広域化の規模について、現段階においては複数のブロック案を考えているところが多くあるものの、都道府県域を一つのブロックとするなど、基本指針で示している管轄人口30万をはるかに上回る規模で検討がなされているところもありました。

また、すでに有識者会議や県の消防長会において、広域のブロックを県で1本化すべきとの結論に達しているところもありました。

いずれにしても、昨年12月に実施した前回のヒアリングの時よりも、管轄人口30万以上の規模を一つの目標とするという指針を踏まえ、現実的かつ大きなエリアでの組合せで検討されているところが多くみられました。

## 5 おわりに

消防広域化推進本部においては、これまでも各都道府県や市町村の防災関係者、各消防本部の長などが集まる機会等を捉えて、積極的に広域化の必要性やメリット、推進制度について説明を行ってきましたが、今後とも、あらゆる機会を捉えて広域化の必要性等の説明を行い、市町村消防の広域化の機運の醸成を図るとともに関係者の取組みを支援していきたいと考えています。

### 消防広域化支援対策

—平成19年度—

市町村の消防の広域化への取組みを支援するため、平成19年度から「消防広域化支援対策」として、消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、ソフト・ハードの両面からの総合的な財政支援措置を講じる。

#### 市町村分

##### I. 広域消防運営計画の作成経費

- 一圏域当たり500万円を特別交付税において措置する。

##### II. 消防の広域化に伴い必要となる経費（消防広域化臨時経費）

- 消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費の一般財源所要額の2分の1を特別交付税において措置する。
  - ① 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備の整備に要する経費
  - ② 業務の統一に必要なシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
  - ③ 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
  - ④ その他広域化整備に要する経費

##### III. 消防署等の整備

1. 一般単独事業
  - (1) 広域化対象市町村が、消防の広域化に伴って、消防力の整備指針に基づき行わなければならない広域消防運営計画に定められた消防署所等の整備を支援する。
    - ・一般単独事業債 充当率90%
    - ・交付税措置 元利償還金の30% (交付税措置率 27%)
  - (2) 消防の広域化に伴う消防庁舎の整備を支援する。
    - ・一般単独事業債 充当率90% [通常充当率：市町村75% (指定都市70%)]
2. 消防広域化対策事業（防災基盤整備事業）
  - 消防の広域化に伴い新・改築する庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等の整備を支援する。
    - ・防災対策事業債 充当率75%
    - ・交付税措置 元利償還金の30% (交付税措置率 22.5%)

##### IV. 消防通信・指令施設の整備

- 消防防災施設整備事業（防災基盤整備事業（特に推進すべき事業））
  - 消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター）の整備を支援する。
    - ・防災対策事業債 充当率90%
    - ・交付税措置 元利償還金の50% (交付税措置率 45%)

##### V. その他

- 国庫補助金の優先配分
  - 消防の広域化を行う消防本部の消防防災施設等の整備については、各年度の消防防災施設等整備費補助金を優先配分する。

#### 都道府県分

##### I. 消防広域化推進計画の策定経費

- 所要額（平成18年度は2,945千円）を普通交付税において措置する。

上記の措置については、今後、消防の広域化の状況を踏まえ、必要に応じて見直すこととしている。

なお、消防車両等の整備については、防災基盤整備事業（緊急消防援助隊施設整備事業）、施設整備事業（一般財源化分）、過疎債、辺地債等を効果的に活用することにより、市町村の消防の広域化を計画的に推進することとしている。



# 平成19年度消防防災施設等整備費補助金の交付決定

## 消防・救急課

消防庁は、4月20日付けで、平成19年度の消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定を行いました。

平成19年度予算額は、消防防災施設整備費補助金が、前年度に対して3.0%減の33億51百万円、緊急消防援助隊設備整備費補助金が、前年度同額の50億円の総額83億51百万円（対前年度1.2%減）となっています。

平成19年度の交付決定の概要は、次のとおりです。

### 1 交付決定の概要

#### (1) 交付決定額

交付決定額の総額は80億30百万円で、その内訳は次のとおりです。

- ① 消防防災施設整備費補助金 30億36百万円
- ② 緊急消防援助隊設備整備費補助金 49億95百万円

#### (2) 補助金の主な対象施設・設備及び数量

消防防災施設整備費補助金の主な対象施設としては、耐震性貯水槽604基、高機能消防指令センター総合整備事業6箇所について交付決定を行いました。

また、緊急消防援助隊設備整備費補助金の主な対象設備としては、災害対応特殊消防ポンプ自動車93台、災害対応特殊救急自動車93台、救助工作車20台、画像伝送システム5箇所、救助消防ヘリコプター4機について交付決定を行いました。

#### (3) 主な補助金の交付決定額

交付決定した主な事業及び交付決定額は次のとおりです。

- 救助消防ヘリコプター（ヘリコプターテレビ伝送システム及び高度化資機材を含む。）

静岡市（静岡県）	4億300万円
福岡市（福岡県）	3億2800万円
東京消防庁（東京都）	2億4000万円
香川県	2億4000万円
○ 画像伝送システム	
千葉市（千葉県）	1億7100万円
静岡市（静岡県）	1億5300万円
大阪市（大阪府）	1億3000万円
○ 救助工作車Ⅳ型	
大阪市（大阪府）	2200万円

### 2 都道府県別補助金交付決定状況

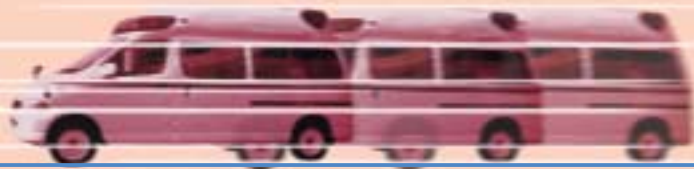
各都道府県別の交付決定額は、次頁の表のとおりです。

### 3 その他

今回の交付決定にあたって、消防防災施設整備費補助金は、地方団体からの要望におおむね応えることができましたが、緊急消防援助隊設備整備費補助金については、予算額を大幅に上回る要望が寄せられ、約3割の事業については交付できませんでした。

また、本年度から、交付決定を約1か月早めることとしました。これは、入札によって生じる差額（以下「契約差金」という。）をできる限り早期に把握し、それを交付決定できなかった事業に充てるためであり、今回交付決定された消防本部におかれては、直ちに契約事務に着手し、契約差金が発生した場合には、速やかに変更の手続きを取っていただくようお願いします。

今後とも、消防防災施設等の計画的な整備に努めてくださるようお願いします。



平成19年度消防防災施設等整備費補助金 交付決定状況

(単位:百万円)

		消防防災施設 整備費補助金	緊急消防援助隊 設備整備費補助金	合 計
1	北海道	0	120	120
2	青森	0	83	83
3	岩手	10	87	98
4	宮城	10	128	139
5	秋田	76	48	124
6	山形	33	36	69
7	福島	36	57	93
8	茨城	55	159	214
9	栃木	21	140	162
10	群馬	13	100	113
11	埼玉	13	218	231
12	千葉	338	141	478
13	東京都	54	244	299
14	神奈川県	41	133	174
15	新潟	122	181	303
16	富山	0	60	60
17	石川	10	48	58
18	福井	98	43	141
19	山梨	162	85	247
20	長野	63	91	154
21	岐阜	54	68	122
22	静岡	290	435	726
23	愛知	280	57	337
24	三重	46	37	83
25	滋賀	20	73	93
26	京都	65	37	103
27	大阪	224	355	579
28	兵庫	59	104	164
29	奈良	32	63	95
30	和歌山	21	50	71
31	鳥取	0	89	89
32	島根	25	21	46
33	岡山	22	120	142
34	広島	95	127	222
35	山口	0	114	114
36	徳島	20	30	50
37	香川	12	262	274
38	愛媛	23	42	66
39	高知	13	12	25
40	福岡	32	390	423
41	佐賀	147	34	181
42	長崎	32	69	101
43	熊本	154	84	237
44	大分	93	25	118
45	宮崎	45	35	80
46	鹿児島	74	36	109
47	沖縄	0	22	22
合 計		3,036	4,995	8,030

※四捨五入による端数処理の結果、合計値と合計欄が一致しない場合がある。





# 「救急業務におけるトリアージに関する検討会」報告書の公表

救急企画室

## 1 救急業務の現状について

消防機関が行う救急業務は、昭和38年に法制化されて以来、その体制は逐次整備され、我が国の社会経済活動の進展に伴い国民にとって必要不可欠な行政サービスとして重要性が高まっています。救急自動車による救急出場件数は年々増加の一途を辿り、平成17年中の救急出場件数は527万7,936件と10年前に比べ1.6倍に増加しております。一方で最近の社会経済環境の厳しさなどを背景に、救急需要の増加に救急隊や救急隊員の充実が追いついていないこともあり、需給ギャップが拡大しつつあります。この結果、救急自動車の現場到着所要時間が遅延する傾向にあり、平成7年中の平均現場到着所要時間が6.0分であったものが、平成17年中の平均現場到着所要時間は6.5分と10年間で0.5分遅延しています。

今後も、少子高齢化の更なる進展や住民意識の変化などに伴い、救急需要が増加し続けることが予測され、地域によっては、さらに現場到着所要時間が遅延し、救命率に影響が与えることが危惧されています。

## 2 救急需要対策について

消防庁では、平成17年度に「救急需要対策に関する検討会」を開催し、総合的な対策について検討を行いました。その中で、「直ちに取り組むべき対策」と「新たな視点にたった対策の検討」の大きく二つの対策が検討され、「直ちに取り組むべき対策」として、①頻回利用者への個別指導と毅然とした対応、②一般市民等への普及啓発の推進、③ポンプ隊との連携の推進、④軽症利用者への代替措置の提供、⑤転院搬送業務への病院救急車の活用、について検討がなされました。この検討結果に基づき、平成18年3月31日付けで消防庁から各都道府県を通じて各消防機関に「地域の実情を踏まえながら、必要に応じ、積極的な対応が行われるよう」通知しました。

また、「新たな視点にたった対策の検討」のうち、「119番受信時等における緊急度・重症度の選別」は、平成17年度の検討過程で試作されたトリアージ・プロトコル(※1)がいまだ実用に耐え得るものではなく「実用化に向けた試行を重ねることが必要」との提言を受けたことについて、平成18年度は、119番受信時における指令室トリアージ(コール・トリアージ)と救急現場での傷病者観察を通じたトリアージ(フィールド・トリアージ)に関する諸問題について専門的に検討を行いました。具体的には、119番受信時に緊急度・重症度が高い順から低い順へ「赤」「黄」「緑」の3段階に選別する検証

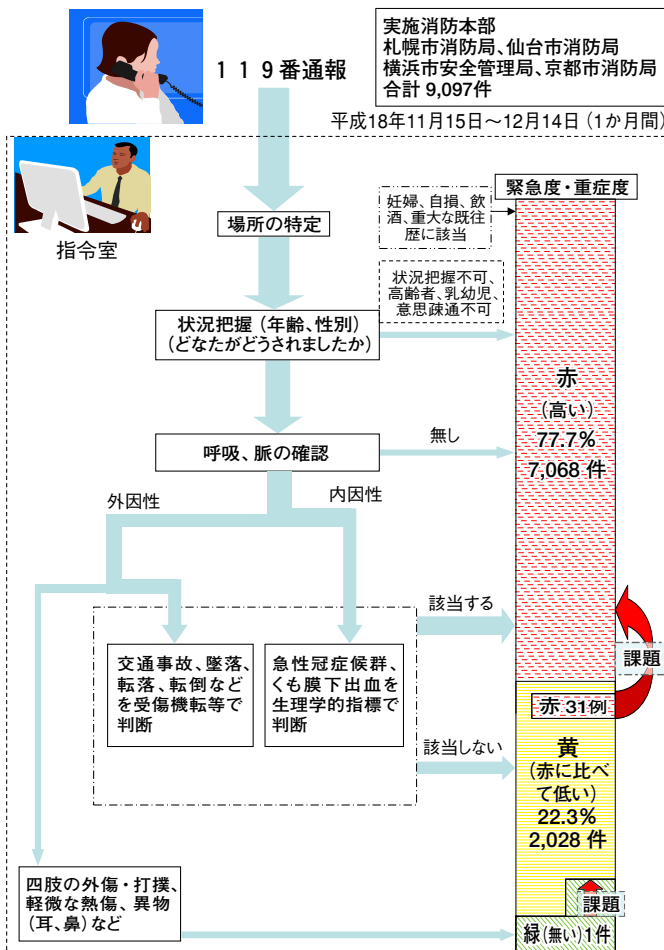
を行い、トリアージを運用するための課題を整理することとしました。

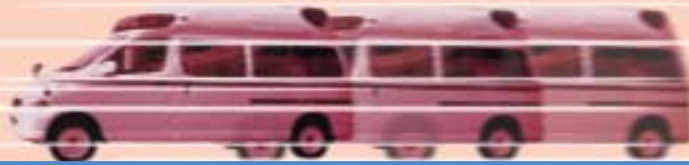
## 3 検証等の実施

検証は平成18年11月15日から同年12月14日までの1か月間、4政令指定都市消防機関の協力を得てコールトリアージの検証を実施しました。期間中に得られた症例は9,097件で、そのうち、「赤」と判断した事案が7,068件、「黄」は2,028件、「緑」は1件でした(図参照)。

「黄」と予測された事案のうち、重症事案が31件ありました。コール・プロトコルを行った際、「立てない」、「麻痺」、「脳梗塞の既往があり」、「75歳以上」という事案が31件中21件あり、これらのキーワードを追加することにより、アンダートリアージ(緊急度・重症度を実際よりは低く判断したが、実際は緊急度等が高かった事案)を極めて少なくすること

図 119番受信時に緊急度・重症度を選別した検証





ができ、トリアージ・プロトコルに近付けることが可能となります。

「緑」と判断された事案は1件だけでした。この「緑」とは、緊急性・重症度は最も低い事案であり、この1件も鍋を持ったときに指にやけどをし、痛みがあるという内容での救急要請でした。詳細を聴取しますと、「飲酒なし」、「手術歴等もなし」、「薬も飲んでいない」、「患部の変色もない」とのことで、患者本人も救急事案に該当しないのではないかなと思いつつも救急要請を行った事案でした。検証では「緑」と判断されたのは1件のみでしたが、「黄」と判断された42件のうち、既往歴などを聴取できなかった「聴取不能事案」が41件あり、この41件の中には「緑」に該当する事案もあった可能性があります。なお、フィールド・トリアージや医療機関において医師による診察の結果、「緑」と同様に緊急性・重症度が低くなる可能性のあるものもありました。（軽微な上気道炎、日焼けによる疼痛、筋肉痛、口内炎等）

## 4 今後の検討事項

### (1) トリアージ・プロトコルとその運用

- ア. 緊急性・重症度の高い事案「赤」を、次に低い事案「黄」と選別することを極小化することや、最も緊急性が低い「緑」の対象範囲を拡大するなど、トリアージ・プロトコルの完成に向けた検討を重ねていく必要があります。
- イ. 定期的な入退院等、明らかに救急事案に該当しないものもトリアージ・プロトコルに取り組み、代替的なサービスの供給、医療機関情報の提供、福祉部局との連携といった対応をとる必要性があります。
- ウ. 119番が入った時点から救急隊に出場指令をするまでの時間について、トリアージ・プロトコルに準拠した指令員への教育訓練や、住民が119番通報の方法を習得することなどにより、一層の時間短縮を図る必要があります。
- エ. 指令員に対して、必要な質問項目の正確な聴取や、聴取後の判断を的確に行えるよう、トリアージ・プロトコルに準拠した教育訓練を充実させる必要があります。
- オ. トリアージにより、緊急性・重症度を選別した後の救急隊の運用方法には、現場到着所要時間の目標値を異ならせる。救急隊の種類を区別する、救急隊の編成基準を異ならせるなどが考えられ、我が国にあった慎重な検討をする必要があります。

### (2) 住民の合意

住民に対して、トリアージの目的は救命率の向上であり、軽症者の不搬送といったサービスの切り捨てでないことを示し、理解を求める必要があります。地方議会における十分な審議を経ることなどが望ましく、地域のメディカルコントロール協議会（※2）の協力が効果的となります。

### (3) 法的な責任

現実の運用にかかわる指令員や救急隊員の行為に加え、プ

ロトコルの作成や運用にあたる医師・行政官の行為が、注意義務違反とみなされることにより、法的責任が発生することがないように検討していく必要があります。

### (4) 供給力の増強と受入医療機関の整備

トリアージ導入以前の問題として、救急隊の配置基準を満たしていない消防機関では、配置基準を満たすよう努力する必要があります。また、地域のメディカルコントロール協議会とも連携し、受入医療体制の整備を推進する必要があります。

## 5 まとめ

平成18年度の検討会では4政令都市の協力を得て、コール・トリアージの検証を行い、その結果、アンダートリアージの問題、「緑」の範囲の拡大等様々な問題点が浮き上がってきました。これらの問題を解決するため、平成19年度も引き続き検討を行っていくこととしております。

### 救急業務におけるトリアージに関する検討会委員

（五十音順・敬称略）

山本 保博	座長・日本医科大学救急医学主任教授
赤坂 勝雄	仙台市消防局警防部長
浅野 幸雄	東京消防庁救急部長
朝日 信夫	財団法人 日本消防設備安全センター理事長
石井 正三	日本医師会常任理事
井関 和彦	藤井寺市長
荻沼 隆	早稲田大学政治経済学術院教授
奥田 善治	京都市消防局安全救急部長
坂本 哲也	帝京大学医学部救命救急センター教授
佐藤 敏信	厚生労働省医政局指導課長
（平成18年9月1日より就任）	
島崎 修次	杏林大学医学部救急医学教授
高橋 規夫	横浜市安全管理局警防部長
中川 和之	時事通信社編集委員
樋口 範雄	東京大学法学部教授
南 砂	読売新聞東京本社編集局解説部次長
米村 滋人	東北大学大学院法学研究科助教授
谷口 隆	厚生労働省医政局指導課長
（平成18年7月28日より平成18年8月31日まで就任）	

※1 「トリアージ・プロトコル」……トリアージ実施において、具体的な救急事案を選別基準にあてはめる際の運用要領

※2 「地域メディカルコントロール協議会」……救急隊員が行う応急処置等の質を医学的観点から保証するため、地域の医師、消防機関、行政機関等により、救急活動に関する医師の指示・助言、救急救命士等が行った処置に対する事後検証、救急救命士等に対する再教育を行う協議会

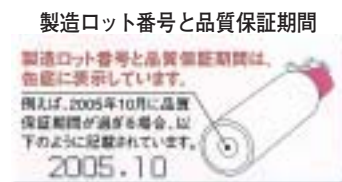


# エアゾール式簡易消火具の破裂等事故に係る注意喚起

予防課

## 不具合が100件超えたことを受け通知を発出しました。

消防庁では、平成17年6月に標記不具合が発生したことを受け通知・事務連絡等によりエアゾール式簡易消火具の取り扱いに係る注意喚起等をお願いしているところですが、依然として不具合発生が報告が続いており、平成19年4月8日現在で108件に達したことから、再度、該当品に係る注意喚起を各都道府県消防防災主管部長等に通知しました。



### 該当エアゾール式簡易消火具の概要

- (1) 製造事業者名 ヤマトプロテック株式会社
- (2) 商品名 ア. ヤマトボーイKT  
イ. FMボーイk
- (3) 鑑定番号 鑑消第13~14号
- (4) 製造時期 平成13年11月から平成14年7月までに製造したもの
- (5) 品質保証期限 平成17年1月から10月までのもの
- (6) 製造本数 18万4,000本
- (7) 回収本数 1万8,695本(平成19年3月31日時点)



※ヤマトプロテック株式会社のホームページ (<http://www.yamatoprotec.co.jp>) においても、同様の情報が提供されています。

### 注意喚起の留意事項

- ・破裂により破片が飛散し天井に穴が開く等、物損被害が生じているケースも報告されており、周囲の状況によっては人的被害も懸念されること。
- ・缶底に表示されている品質保証期間を確認し、該当品については、メーカーのホームページ等を参照の上、速やかに製造事業者へ連絡すること。
- ・住宅防火対策の普及啓発等の機会を捉え、消防団や自主防災組織、婦人(女性)防火クラブ等と連携した効果的な注意喚起が期待されること。
- ・該当品の地域別出荷数を踏まえ、特に出荷数が多い地域において、重点的な注意喚起が求められること。

### 該当品の地域別出荷数

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県
3,604	30	187	613	7	660	401	303	130	15,572	30,315	7,637	6,739	11,925	2,619	1,881	168	97	253	512

岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県
857	1,629	16,151	1,458	428	11,524	8,253	2,154	6,524	998	172	273	297	1,974	426	627	2,543	3,225	913	14,317

佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	不明	合計
18	117	520	100	247	343	3	24,256	184,000

注) あくまで出荷数であり、隣接地域の世帯が購入している可能性があることに留意されたい。実際に、不具合発生が最も多く報告されているのは東京都(14件)であり、隣接県の販売店からの購入が多いことも考えられる。

## 平成19年度危険物事故防止アクションプランの公表

### 危険物保安室

危険物施設の事故(火災及び漏えい)件数は、平成6年頃を境に増加傾向に転じたことから、平成15年より、危険物関係業界・団体、研究機関、消防関係行政機関等から構成される「危険物等事故防止対策情報連絡会」を消防庁で開催するとともに、構成メンバーが行う事故防止対策を毎年「危険物事故防止アクションプラン」として取りまとめ、官民一体となった事故防止対策を推進してきました。

この度、平成19年度の「危険物事故防止アクションプラン」を策定し、公表を行いましたので、その内容を紹介します。

### 1. 現況

危険物施設の事故防止対策については、官民一体となり推進しているにもかかわらず、事故件数は増加を続けており、非常に憂慮される状況にあります。その原因についても、火災においては「管理不十分」が、漏えいについては「腐食疲労等劣化」がその第一位を占めるなど、事業所等における日頃の点検といった事故防止対策の取り組みが、いまだに不十分であることがうかがえます。(図1から図3参照)

### 2. 内容

上述を踏まえ、新たに共通重点項目を策定し、危険物等事故防止対策情報連絡会構成メンバーが共通した事故防止対策に取り組むとともに、推進主体別に策定された重点項目を昨年に引き続き推進していくこととしました。

共通重点項目及び重点項目については、次のとおりです。〔詳しくは、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)をご覧ください。〕

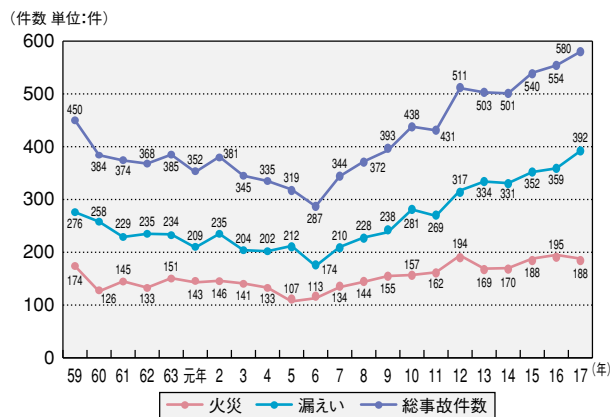


図1 危険物施設の事故件数の推移

### 共通重点項目

危険物施設及び少量危険物施設の法令に基づく点検、日常点検の推進

### 重点項目

- (1) 危険物施設における潜在的火災危険要因の把握とこれに基づく対策の推進
- (2) 地下タンク、配管、屋外タンク等の腐食・劣化防止対策の推進
- (3) 「やや長周期地震動」に係る安全対策の推進と屋外タンク開放時等における事故防止対策の徹底
- (4) 新たな火災危険性物質についての火災予防対策の徹底

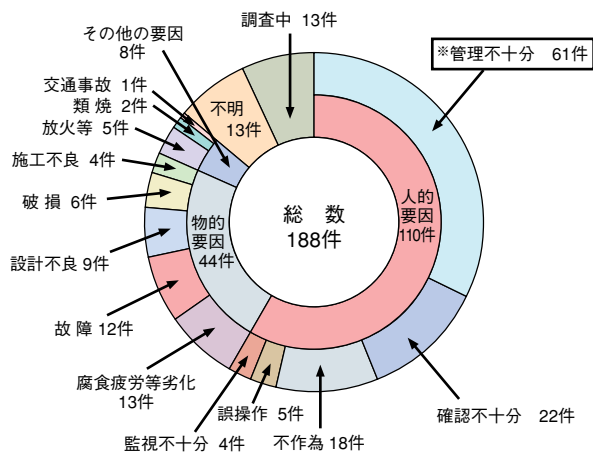


図2 危険物施設における火災発生原因(平成17年中)  
※管理不十分とは、当該施設において本来しなければならない安全管理が不十分であったものをいう。

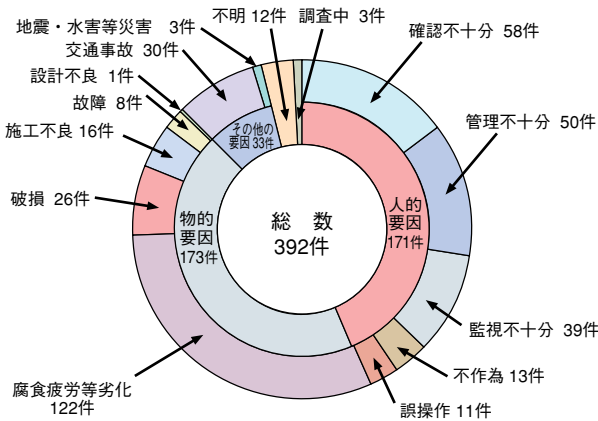


図3 危険物施設における漏えい発生原因(平成17年中)

## 「消防ヒヤリハットデータベースの運用開始」 ～消防職団員の事故事例の情報収集・提供システム～

消防・救急課

### 消防ヒヤリハットデータベースの概要

消防活動における安全管理・確保に資するため、全国の消防本部から提供された事故や「ヒヤリ」として「ハット」させられた事例情報を収集し、解析したものを消防本部及び消防職団員が自由に閲覧できるように、インターネットで公開する事例情報の共有システムです。

ホームページURL <http://www.shoubou-hiyarihatto.com>

※検索サイト [例：Google (<http://www.google.co.jp>)] において「消防ヒヤリハット」と入力し、検索して下さい。

### 消防ヒヤリハットデータベースの特徴

- ①いつでも誰でも容易に見ることができる
  - ・インターネット上に公開しているため、事例情報を欲しい人が、いつでもチェックできる。
  - ・活動区分による検索や、キーワードによる検索により、必要な情報を容易に探すことができる。
- ②全国の事例を紹介
  - ・自分が体験した事例と類似する事例を検索・閲覧することで、共通する問題点を探ることができる。
  - ・特殊な未体験の事例から、未然に危険を察知する知識を身につけることができる。
- ③事例が発生した背景も紹介(一部)
  - ・事例が発生した経緯や心理的な要因も紹介されており、より詳しく発生原因を把握できる。

### 消防ヒヤリハットデータベースホームページの構成

#### ◆トップページ(HOME)画面

#### ●情報を閲覧するための検索方法

##### ①フリーワード検索

利用者が任意のキーワードを入力し、このキーワードを含む事例データを検索する機能です。

##### 【フリーワード検索の補助機能】

- ・最近よく閲覧されている事例  
閲覧数の多い事例が表示されます。
- ・最近よく調べられている検索キーワード  
検索件数の多いキーワードが表示されます。

##### ②設問・選択肢から検索

検索条件として設問・回答を入力し、事例データを検索する機能です。

##### ③活動別に事例を見る

活動内容から事例データを検索する機能です。



トップページ(HOME)画面

### ◆事例情報一覧画面

事例情報の一覧は、検索の結果として表示されます。該当事例は、1行1事例のリストで表示され、それぞれの事例について次の項目が表示されます。

- ・公開番号
- ・種別（事故・ヒヤリハットの別）
- ・負傷程度（死亡、重傷、軽傷の別）
- ・活動種類（火災、救助、救急等の別）
- ・事例名称
- ・中心的要素
- ・原因



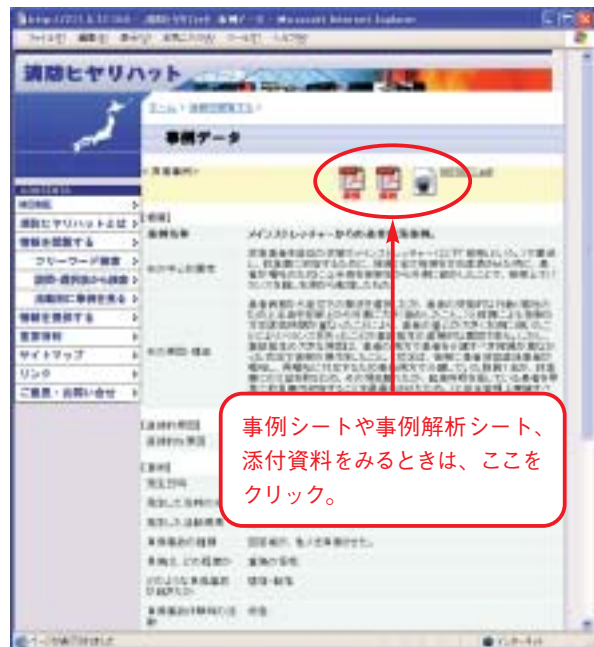
事例情報一覧画面

※該当事例が多い場合には、ソートキーを使い並び替えができるほか、画面上中央の欄に、フリーワードを入力することにより絞り込み再検索が可能です。

### ◆事例情報詳細画面

事例情報詳細は、事例情報一覧などで指定した事例の詳細情報を表示します。ここでは、指定した事例について消防本部から回答のあったすべての項目が表示されます。

このほかに、ここでは当該事例内容が示された「事例シート」を画面右上から取得できるほか、「事例解析シート」、「添付資料」がある場合には、画面右上アイコンからPDFファイルで取得できます。



事例情報詳細画面

事例シートや事例解析シート、添付資料をみるときは、ここをクリック。

さらに、消防ヒヤリハットデータベースでは、消防本部が事例情報を提供する際に必要なファイルを取得（ダウンロード）できるほか、殉職や重傷事件事例、特異事例など、特に広く紹介する必要がある情報については、消防本部等が作成した資料等を重要情報として掲載しています。

# 地方公共団体における総合的な 危機管理体制の整備に関する検討会 「平成18年度報告書(中間報告書)」について

国民保護室

消防庁では、近年の自然災害・異常気象の頻発・大規模化、または新たに生じた危機管理事案に鑑み、各地方公共団体において総合的な危機管理体制をより一層充実・強化することが喫緊の課題になっている現状を踏まえ、地方公共団体、特に都道府県における総合的な危機管理体制の充実・強化を図ることを目的として、平成18年9月から、「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置して検討を進めており、このたび、「平成18年度報告書(中間報告書)」(以下「報告書」という。)を取りまとめました。以下、その概要を紹介します。

## 1 検討会の議論の対象

検討会では、多種多様な危機管理事案のうち、当該地方公共団体において発生する、住民の生命、身体または財産に、直接重大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事案であり、当該地方公共団体が全庁的または部局横断的に事態への対応に取り組むべきものを議論の対象としています。

## 2 検討会の進め方

平成18年度においては、危機管理事案への対応の実態に関する調査・分析、総合的な危機管理体制の充実・強化に関して先行的な取組みをしている地方公共団体の調査・分析を行い、平成19年度において、①危機管理組織のあり方、②危機管理事案への対応のあり方、③危機管理事案に対応するため平素から取り組むべき事項、④危機管理分野における人材育

成のあり方の4項目について具体的な検討を行うこととしています。

## 3 危機管理事案への対応の実態

高病原性鳥インフルエンザ発生事案(京都府)、SARS患者来日事案(京都府)、JR西日本福知山線列車事故(兵庫県)、シティハイツ竹芝エレベータ事故(東京都港区)、平成16年新潟県中越地震(新潟県)及び新潟県豪雨災害(新潟県)の6つの事案に関して、関係団体による具体的な対応の実態等についての説明をもとに議論を行った概要を取りまとめています。

## 4 地方公共団体の現状等の調査

地方公共団体における危機管理体制の現状や課題を把握すること等を目的として、「地方公共団体における総合的な危機管理体制についての調査」を行い、その結果を取りまとめています。

調査の結果、部(局)次長級以上の幹部で、首長を補佐して危機管理対応を主たる業務として担当する専任職員(例：危機管理監)の配置が進んでいることや、多くの団体が、住民・マスコミへの情報提供や現地からの情報収集、庁内での情報共有等、情報に関係する事項を課題として感じていること等がわかりました。報告書では、調査結果の全体を、図表及びグラフを中心に掲載しています。

## 5 先行的な団体の取組みの概要

4.の調査結果を踏まえて、総合的な危機管理体制

の整備に関して先行的に取り組んでいる埼玉県、佐賀県、京都市及び秋田県の4団体から、より詳細な取り組み内容について説明を受け、意見交換を行った概要をまとめています。

## 6 今後の議論・検討の方向性

2.で掲げた検討項目について、平成18年度の検討結果や、各委員からの意見をもとに、今後の議論・検討の方向性を整理しています。

「危機管理組織のあり方」については、危機管理担当部署（平素の組織、臨時的組織）の権限や所掌事務等、危機管理専門幹部の権限や所掌事務等及び対策本部長等の意思決定のメカニズムについて検討を行います。

「危機管理事案への対応のあり方」については、初動体制の確保、情報に関する事項及び関係機関と

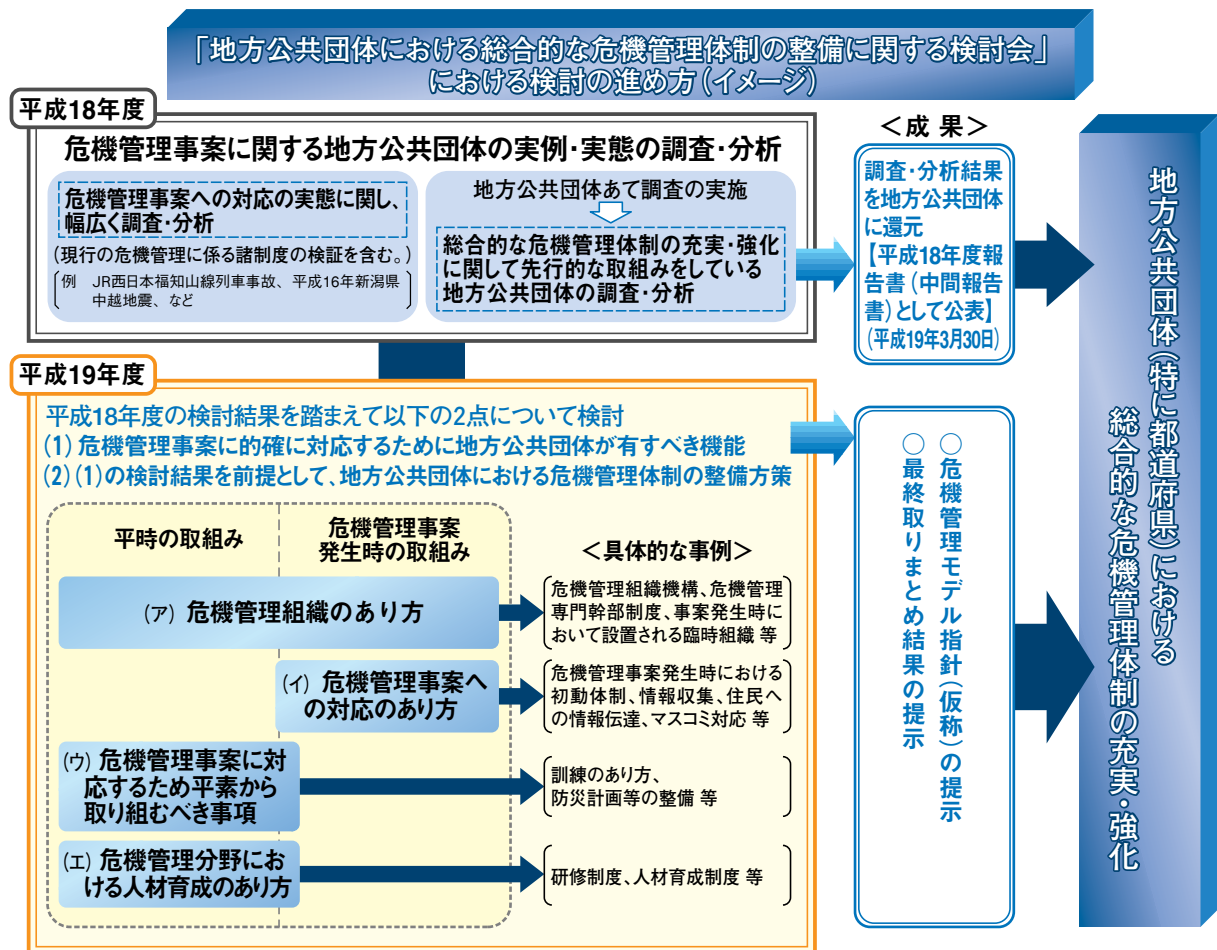
の連携について、また、「危機管理事案に対応するため平素から取り組むべき事項」については、危機管理に係る基本指針の内容等、ハード面の整備（危機管理センター等）について検討を行うこととしました。

「危機管理分野における人材育成のあり方」については、人材育成、職員配置の方策等及び外部の人材の活用方策について検討を行います。

## 7 今後のスケジュール等

平成19年度は、総合的な危機管理体制の具体的な整備方策及び消防庁が策定する「危機管理モデル指針(仮称)」についての議論を行い、最終報告書を取りまとめる予定です(図参照)。

なお、報告書の全文は、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)に掲載していますので、ご参照ください。





# 特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の改修等について

## 危険物保安室

### 1. 背景

消防庁では、平成15年9月に発生した十勝沖地震の際のやや長周期地震動によるタンク浮き屋根沈没・全面火災等の被害を受け、平成17年1月にやや長周期地震動に対する特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の耐震機能を確保するための技術基準を新設しました。

しかし、当該技術基準に適合しない既存の浮き屋根があることから、平成17年度から「やや長周期地震動に係る危険物施設の技術基準に対応した合理的改修方法の開発に関する調査検討会」を開催し、これらの浮き屋根に対する合理的な改修方法について検討を進めてきました。

今般、当該検討会において、合理的な改修方法等が提案されたことを踏まえ、消防庁では、特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の改修等に係る指針を取りまとめました。

以下、当該指針の概要を紹介します。

### 2. 概要

#### (1) 完全溶込み溶接と同等以上の溶接強度を有する溶接方法

次の表に掲げる溶接方法は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(以下「告示」という。)第4条の22第1号ハに規定する完全溶込み溶接と同等以上の溶接強度を有する溶接方法であると認められること。

なお、ルート間隔が1.0mmを超える部分については、両側連続すみ肉溶接とするなど溶接継手部の強度を確保できる方法とすること。

区分	告示第4条の20第2項第3号イからハまでに規定する区域に存する特定屋外貯蔵タンク	その他の区域に存する特定屋外貯蔵タンク
浮き部分の内・外リムと上板または下板との溶接部	両側連続すみ肉溶接	両側連続すみ肉溶接
	部分溶込み溶接(溶込み量： $d \geq t$ (dは溶込み量、tは薄い方の鋼板の厚さ))	部分溶込み溶接(溶込み量： $d \geq t$ (dは溶込み量、tは薄い方の鋼板の厚さ))
	片側断続溶接+片側連続すみ肉溶接(片側連続すみ肉溶接のサイズの大きさ： $S \geq 1.5 \times t$ (Sはサイズ、tは薄い方の鋼板の厚さ))	片側断続溶接+片側連続すみ肉溶接(片側連続すみ肉溶接のサイズの大きさ： $S \geq t$ (Sはサイズ、tは薄い方の鋼板の厚さ))
浮き部分と当該浮き部分以外の部分との溶接部	片側連続すみ肉溶接(サイズの大きさ： $S \geq 1.5 \times t$ (Sはサイズ、tは薄い方の鋼板の厚さ))	片側連続すみ肉溶接(サイズの大きさ： $S \geq t$ (Sはサイズ、tは薄い方の鋼板の厚さ))
浮き部分と当該浮き部分以外の部分との溶接部	両側連続すみ肉溶接	両側連続すみ肉溶接

#### (2) 浮き部分の改修

① 規則第20条の4第2項第3号に規定する液面揺動により損傷を生じない構造を有する必要がある既設浮き屋根については、一般的には、告示第4条の20第2項第3号イからハまでに規定する区域に存する特定屋外貯蔵タンクの多くに耐震補強が必要と考えられること。

なお、これ以外の区域に存する特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根については、耐震補強を必要とするものは極めて少ないと考えられること。

② 浮き部分の合理的な改修方法としては、浮き部分の上板及び下板にL形鋼を周方向に設置する方法が考えられるが、必要な強度を確保できる方法であれば、これ以外の方法により改修することも差し支えないこと。

#### (3) デッキと浮き部分の補強

二次モードの影響によりデッキに生じる半径方向膜力は、デッキ外周端において半径方向仕切板及びトラス材(骨組)に向かって応力が伝達する傾向にある。

ハイデッキ型浮き屋根(浮き部分がコンプレッションリングを介してデッキと接合されているタイプの浮き屋根)の場合には、半径方向仕切板部への応力集中が顕著であることから、内リムの鋼板の厚さを増すことや、内リムに補強材を設置するなどの半径方向の応力の集中を分散させる対策を講じることが望ましいこと。

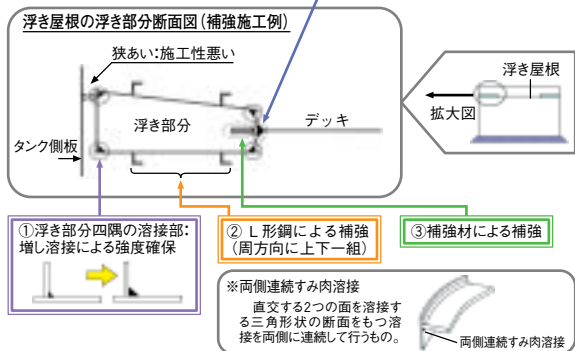
#### 基準不適合の浮き屋根の合理的な改修方法を検討

平成17年4月～平成19年3月  
やや長周期地震動に係る危険物施設の技術基準に対応した合理的改修方法の開発に関する調査検討会

次の事項を指針として取りまとめ

- ① 溶接部の補強：強度確保のための施工性の高い溶接方法等
- ② 浮き部分の補強：L形鋼による補強
- ③ デッキと浮き部分の補強：補強材等による補強

① 浮き部分とデッキの溶接部：両側連続すみ肉溶接(\*)による強度確保



# 平成19年度総合防災訓練大綱

## 応急対策室

本年3月20日に開催された中央防災会議において、「平成19年度総合防災訓練大綱」が決定されました。

大綱では、これまでの防災訓練の成果を踏まえ、引き続き実践的な防災訓練を実施する必要があるとの観点から、

- ① 訓練の準備段階から、各省庁において具体的な災害応急活動計画を点検する。
- ② 政府災害対策本部と各省庁が連動した実践的訓練を実施する。
- ③ 訓練の結果を評価し、実践的な応急対策の要領や災害ごとのアクションプラン等の整備に反映する。

という訓練サイクルを毎年繰り返すことにより、政府組織全体として、防災組織体制の機能を確認し、実効性を検証することとしています。

政府では、大綱に基づき、平成19年度は9月1日の「防災の日」に、内閣総理大臣をはじめ全閣僚が参加して、東海地震を想定し、関係地方公共団体及び指定公共機関等と連携して、東海地震応急対策活動要領等に基づき、地震予知に対応した地震防災応急対策の実施体制の確保等を図る訓練を実施することとしております。

なお、現地訓練として静岡県総合防災訓練と連携し、消防、警察、海上保安庁及び自衛隊等による大規模な地震防災応急対策・地震災害応急対策訓練を実施することとしています。

併せて同日に首都直下地震を想定した八都府市合同防災訓練と連携して広域地震災害応急対策訓練を実施することとしています。

このほか、5月に水害対処訓練として、台風等により大河川堤防が決壊し、大規模な浸水被害が発生したことを想定した図上訓練を官邸危機管理センターにおいて政府としての対処を中心に関係省庁が連携して実施することとしています。7月には日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波を想定し、国土交通省が計画を作成し、東北の関係地方公共団体等と連携して、宮城県内の沿岸において、地震津波防災応急対策訓練及び地震津波災害応急対策現地訓練を実施することとしています。

また、10月には原子力発電所の事故を想定して、経済産業省及び文部科学省が共同で計画を作成し、地方公共団体等と関係閣僚が参加して原子力防災訓練を行うほか、12月には近畿府県合同防災訓練と連携して地震災害応急対策訓練を行うなど多種多様な災害を想定して各種の訓練を実施することとしています。

### 平成19年度総合防災訓練大綱の骨子

#### 1. 防災訓練の目的

- ・ 防災組織体制の機能確認と評価及び実効性の検証
- ・ 国民の防災意識の高揚と知識の向上
- ・ 防災担当者の研鑽・啓発

#### 2. 防災訓練実施に当たっての基本方針

- ・ 実践的、効果的な訓練の推進と訓練の評価
- ・ 国の積極的訓練支援等
- ・ 災害被害を軽減する国民運動に寄与する防災訓練の工夫・充実
- ・ 年度を通じた計画的訓練の推進

#### 3. 政府における総合防災訓練等

- ・ 地震を想定した総合防災訓練
  - ➔ 「防災の日」政府本部運営訓練  
東海地震を想定し、内閣総理大臣、全閣僚が参加して行う政府本部運営訓練として  
政府本部運営訓練  
情報収集・伝達に関する訓練
  - ➔ 政府総合図上訓練  
東南海・南海地震を想定し、緊急災害対策本部事務局の業務遂行能力の向上及び広域的な災害応急対策の実施の調整等の検証を行う訓練として  
発災直後の対処体制の確立  
被害状況に応じた災害応急対策の実施
  - ➔ 現地訓練として  
静岡県総合防災訓練と連携した訓練  
地震防災応急対策・地震災害応急対策訓練  
広域医療搬送訓練  
政府調査団の派遣  
八都府市合同防災訓練と連携した訓練  
地震災害応急対策訓練 政府調査団の派遣  
近畿府県合同防災訓練  
地震災害応急対策訓練 政府調査団の派遣
  - ➔ 津波防災総合訓練  
地震津波防災応急対策訓練 地震津波災害応急対策訓練  
政府調査団の派遣
- ・ 水害対処訓練
- ・ 原子力災害を想定した訓練
- ・ その他各種災害を想定した訓練

#### 4. 地方公共団体等における防災訓練等

- ・ 地域の実情に応じた訓練
- ・ 住民が防災を考える機会の提供
- ・ 地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進
- ・ 防災知識の普及と災害に強いまちづくりの推進
- ・ ボランティア等との可能な連携
- ・ 災害時要援護者の避難支援訓練

# 平成19年度消防研究センターの一般公開

## 消防大学校 消防研究センター

毎年、発明の日（4月18日）を含む月曜から日曜までの1週間を科学技術週間として定め、「科学技術について広く一般の方々に理解と関心を深めていただき日本の科学技術の振興を図ること」を目的とした様々な催しが全国的に行われています。消防研究センターにおいても、4月20日（金）に一般公開（オープンキャンパス）を実施しました。ここ数年、隣接する日本消防検定協会及び財団法人消防科学総合センターと共同開催を行っていましたが、本年から新たに消防大学校も加わり、消防防災関係の教育、研究、試験研究を行っている4機関が一堂に会する一般公開となりました。

当日は天候にも恵まれ、昨年度を上回る600人を超える来訪者を迎えることができました。今年度の来訪者の特徴としては、防災関連企業の新人研修を兼ねた若い技術者の来訪が多かった点が挙げられます。一方、昨年度と比べ周辺住民を含む一般の来訪者が減少しており、地元への広報のあり方について今後課題を残すこととなりました。その中において、消防大学校の消防車両等の展示・試乗（写真1）のように、周辺住民に消防が身近に感じられる場所も提供できたのではないかと考えております。今回の展示では「消防防災用ロボットFRIGOシリーズの開発」（写真2）や、身近な防火安全としての



写真1 消防大学校の消防車両等の展示・試乗

「エアゾール式簡易消火器具による消火実演及び消火体験」等が多くの来訪者の関心を引いていました。また、昨年度に引き続き、全国の消防機関の研究成果の公開として横浜市安全管理局の「消防隊員活動支援装置」と消防庁予防課特殊災害室の「消防活動が困難な地下空間等における活動支援情報システム」（写真3）の展示・実演を行いました。

消防の科学技術は机上の理論だけではなく、消防活動の現場で活かされることが重要であり、消防機関との連携強化が求められています。今後も、多くの連携がこのキャンパスから生まれ、来年の一般公開には、より多くの消防機関との研究成果が公開できることを期待しています。



写真2 消防防災用ロボットFRIGOシリーズの開発



写真3 消防活動が困難な地下空間等における活動支援情報システム

# 平成19年度消防防災機器の開発等及び 消防防災科学論文募集要項

消防大学校 消防研究センター

## 1. 趣 旨

消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に寄与することを目的として、優秀な消防防災機器の開発・改良及び消防防災科学に関する論文を消防庁長官が表彰する制度です。

## 2. 主 催

総務省消防庁

## 3. 募集の範囲

### (1) 消防防災機器の開発・改良

消防防災活動において活用するために創意工夫された機器等だけでなく、特許・実用新案などの権利のある発明も含まれます。

### (2) 消防防災科学に関する論文

消防防災活動における問題点を技術的な観点から、解決あるいは考察した内容で、消防防災分野で活用が期待できるものとします。

## 4. 応募者の区分

応募者の区分は、次のとおりです。

- (1) 消防吏員もしくは消防団員、またはそれらのグループ  
(消防防災に係わる職員を含む。)
- (2) (1) 以外の個人もしくはグループ

## 5. 応募作品

### (1) 「消防防災機器の開発・改良」の場合

・新規に開発・改良されたもの。(ただし、市販化しているものは、平成14年4月1日以降のものに限る。)

### (2) 「消防防災科学に関する論文」の場合

・新規に著されたもの。(ただし、雑誌等に掲載されたものは、当該雑誌等の発行が平成16年4月1日以降のものに限る。)

なお、(1)及び(2)ともに、過去に応募したものと同一の作品あるいは他機関の表彰等への重複応募作品は対象外とします。また、応募作品は返却しません。

## 6. 応募の様式

所定の様式により、日本語で作成したものとします。様式は消防研究センターのホームページをご覧ください。

## 7. 表彰及び賞

(1) 表彰状及び副賞を授与します。

(2) 表彰作品の点数は次のとおりです。

### ① 優秀賞

消防防災機器の開発・改良

10点以内

消防防災科学に関する論文

10点以内

### ② 奨励賞

消防防災機器の開発・改良及び消防防災科学に関する論文

2点以内

## 8. 作品の評価のポイント

技術的、学術的な創意、工夫を有するもの、先見性を有するものを積極的に評価します。

## 9. 表彰者の発表

平成20年1月中に表彰者を決定し、発表します。なお、表彰者には直接その旨を通知します。

表彰作品は、消防庁ホームページ、消防研究センターの機関誌「消研輯報」及び消防研究センターのホームページに掲載します。

## 10. 応募の方法

下記あて先に郵送または電子メールにて送付のこととします。

## 11. 受付締切日

平成19年9月14日(金)(郵送の場合当日消印有効、電子メールの場合締切日内に到着したもの)

## 12. あて先及び問い合わせ先

総務省消防庁消防大学校消防研究センター 研究企画部

〒182-8508 東京都調布市深大寺東町4丁目35番3号

電 話：0422-44-8331(代表) F A X：0422-42-7719

消防研究センターホームページ <http://www.fri.go.jp>

E-mail [hyosho2007@fri.go.jp](mailto:hyosho2007@fri.go.jp)



【平成18年度優秀賞】

ホースラインや歩道の段差等を安全に乗り越え可能なホースカーの改良(京都市消防局)



【平成18年度優秀賞】

頸椎固定器具の改良(川越地区消防局)

## 平成19年度緊急消防援助隊登録状況について

### 応急対策室

緊急消防援助隊は、平成7年(1995年)兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)の教訓を踏まえて平成7年に創設され、平成15年6月の消防組織法の改正により法に基づく部隊として平成16年4月に新たに発足しました。

その後、複数の豪雨災害、平成16年(2004年)新潟県中越地震、J R西日本福知山線列車事故、さらに、本年3月に発生した平成19年(2007年)能登半島地震に出動しています。

緊急消防援助隊の部隊は、消防組織法第45条第4項の規定に基づき、消防庁長官が登録することとされており、その規模については、平成20年度までの登録目標を当初の目標より約1,000隊多い4,000隊規模に増強し、大規模災害等への対応力を一層強化することとしています。(別表1参照)

今回、平成19年4月1日現在における緊急消防援助隊の登録状況の集計を行った結果、780消防本部(全国の消防本部の約97%)から3,751隊(重複登録を除く)の登録となり、昨年度(3,397隊)より354隊増加し、人員規模としては、約4万4,000人の体制となっています。(別表2、別表3参照)

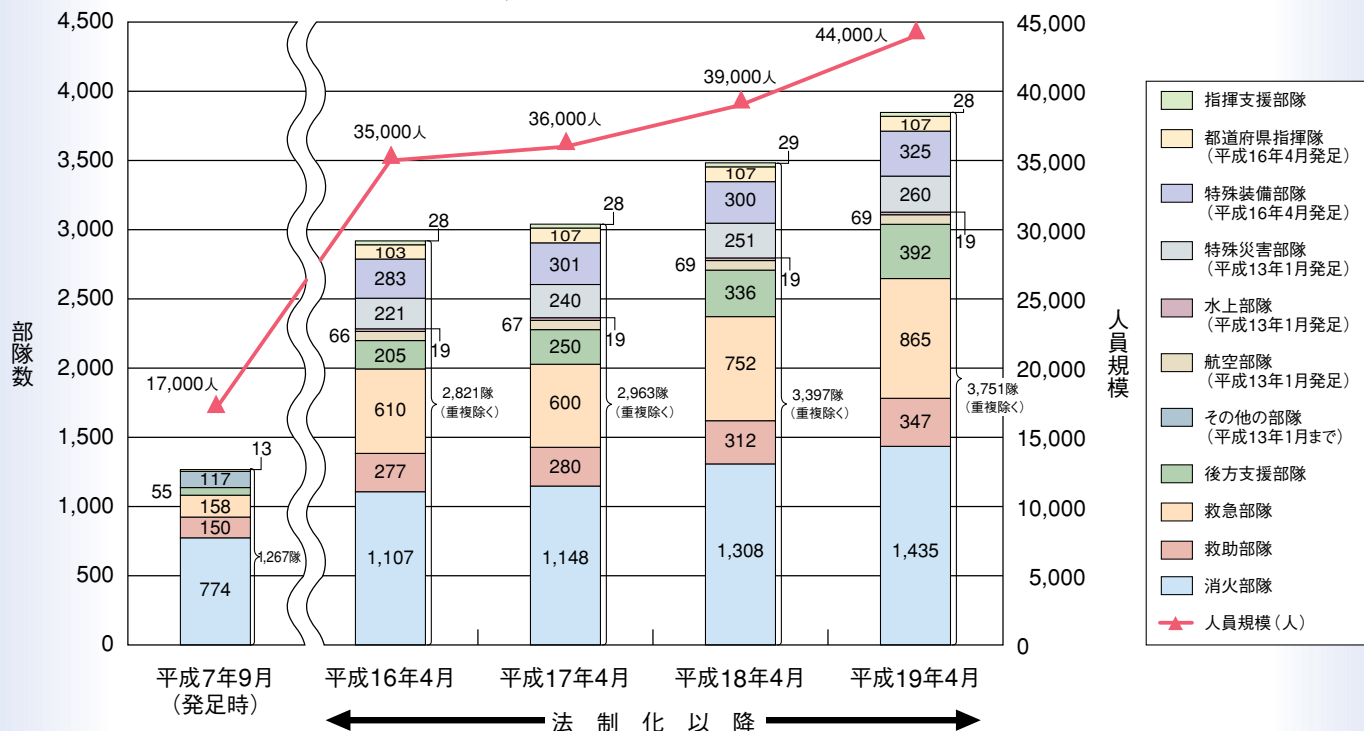
消防庁では、引き続き緊急消防援助隊の充実強化を計画的に進め、よりの確かつ迅速な出動及び活動を行える体制の確立に努めて参りますので、各都道府県、各消防本部とも、緊急消防援助隊の運用及び登録の推進につきまして、今後ともご理解とご協力をお願いします。

別表1 緊急消防援助隊登録部隊数の増強

平成19年4月の登録状況		平成20年度までの登録目標	
指揮支援部隊	28 隊	} 基本的に現在の登録状況を維持する	
都道府県指揮隊			
● 指揮隊	107 隊		
● 消火部隊	1,435 隊		1,600 隊
● 救助部隊	347 隊		400 隊
● 救急部隊	865 隊	900 隊	
● 後方支援部隊	392 隊	560 隊	
● 航空部隊	69 隊	} 部隊の特殊性と施設の整備状況等を考慮し増強する	
● 水上部隊	19 隊		
● 特殊災害部隊	260 隊		
● 特殊装備部隊	325 隊		
合計	3,751 隊		合計

(重複を除くため合計は一致しない)

別表2 緊急消防援助隊登録部隊の推移





別表3 平成19年度緊急消防援助隊登録状況

平成19年4月1日現在

都道府県	指揮支援部隊	都道府県隊指揮隊	消防部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊	特殊災害部隊			特殊装備部隊					航空部隊	水上部隊	合計	重複を除く計
							毒劇	大危	密閉	送水	二輪	震災	水難	他特				
北海道	2	6	86	10	39	5	9	6	1	0	0	0	3	9	2	0	178	171
青森県	0	3	24	3	13	15	1	9	0	0	0	0	1	1	1	0	71	70
岩手県	0	2	23	5	13	7	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	54	52
宮城県	2	3	29	5	12	14	2	3	1	0	0	0	1	3	3	0	78	77
秋田県	0	2	23	4	13	4	1	5	0	0	0	0	0	2	1	0	55	54
山形県	0	2	18	4	11	6	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	45	45
福島県	0	2	28	7	18	9	4	3	0	0	0	0	0	4	1	0	76	72
茨城県	0	3	41	12	26	18	5	3	0	0	0	0	2	17	1	2	130	125
栃木県	0	2	22	7	16	12	2	0	0	0	2	0	0	2	1	0	66	66
群馬県	0	3	25	6	17	11	4	0	0	0	1	0	0	3	1	0	71	69
埼玉県	2	3	58	19	37	23	5	0	0	0	0	0	0	13	2	0	162	158
千葉県	2	2	59	15	39	22	6	6	1	0	0	0	0	15	2	2	171	168
東京都	2	2	102	11	35	28	2	6	2	2	4	3	2	18	7	4	230	230
神奈川県	4	2	65	17	36	18	10	8	3	5	0	2	6	11	4	2	193	190
新潟県	0	2	40	12	23	10	1	3	0	0	0	0	0	2	1	0	94	93
富山県	0	2	21	6	16	6	2	0	2	0	0	0	0	5	1	0	61	60
石川県	0	2	20	5	14	7	2	3	0	0	0	0	1	6	1	0	61	60
福井県	0	2	19	5	9	4	1	3	0	0	0	0	0	1	1	0	45	45
山梨県	0	2	10	5	10	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	30	29
長野県	0	3	34	10	23	8	4	0	0	0	2	0	0	11	1	0	96	95
岐阜県	0	2	30	8	19	1	2	0	0	0	0	0	0	3	2	0	67	65
静岡県	0	2	36	8	25	6	4	1	0	0	0	0	1	3	1	0	87	83
愛知県	2	2	59	18	33	7	14	3	3	0	0	2	1	16	3	1	164	152
三重県	0	2	25	5	13	5	1	3	0	0	2	0	0	5	1	0	62	61
滋賀県	0	2	16	5	14	6	3	0	0	0	0	0	0	4	1	0	51	50
京都府	2	2	27	7	15	9	2	0	1	1	0	1	2	7	2	0	78	75
大阪府	2	2	80	14	40	14	6	9	1	3	0	1	2	18	2	2	196	193
兵庫県	2	3	54	17	46	24	8	3	0	6	0	0	0	8	3	1	175	170
奈良県	0	2	14	3	12	1	2	0	0	0	0	0	0	4	1	0	39	37
和歌山県	0	2	24	7	12	4	3	0	0	0	0	0	0	3	1	0	56	53
鳥取県	0	2	10	4	5	3	2	0	0	0	0	0	1	1	1	0	29	26
島根県	0	2	13	5	10	1	1	0	0	0	0	0	0	4	1	0	37	36
岡山県	0	3	27	9	19	9	3	3	0	0	0	0	0	4	1	0	78	78
広島県	2	2	41	9	24	15	2	3	1	2	2	0	3	9	2	2	119	118
山口県	0	2	23	7	13	9	2	0	0	0	0	0	2	3	1	0	62	61
徳島県	0	3	11	3	8	2	3	3	0	0	0	0	0	1	1	0	35	32
香川県	0	2	14	4	8	4	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	37	37
愛媛県	0	2	19	6	13	7	2	3	0	0	0	0	0	3	1	1	57	56
高知県	0	2	10	2	7	2	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	28	26
福岡県	4	2	39	10	24	4	3	2	1	0	0	0	2	9	3	2	105	105
佐賀県	0	2	13	2	7	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	28	27
長崎県	0	2	18	3	15	5	2	3	0	0	0	0	0	2	1	0	51	50
熊本県	0	2	21	8	18	9	4	0	0	0	2	0	1	4	1	0	70	68
大分県	0	2	16	3	9	2	1	0	0	0	0	0	1	2	1	0	37	37
宮崎県	0	2	12	4	11	6	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	40	38
鹿児島県	0	2	19	5	18	7	2	3	0	0	0	0	0	3	1	0	60	58
沖縄県	0	2	17	3	7	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	30
計	28	107	1,435	347	865	392	146	97	17	19	15	9	32	250	69	19	3,847	3,751



WAKAYAMA



和歌山県 和歌山市消防局  
消防局長 丸山 和美

## 水と緑と歴史のまち 気くばり・元気 わかやま市

本市は和歌山県の北西端に位置する「県都」で、市域は東西約29km、南北17.5km、面積210.24km<sup>2</sup>を有しており、北は大阪府大阪市及び泉南郡、東は紀の川市及び岩出市、南は海南市に接し、西は大阪湾の出入口にあたる紀淡海峡を挟んで淡路島、徳島県と相対しています。

地形は中央部を東西に流れる紀の川とその堆積物によってできた紀の川沖積平野、北部の和泉山地、南部の丘陵地帯で形成されており、気候は温暖な瀬戸内海気候に属しています。

古来、大阪湾の海上交通と紀の川の河川交通の結節点に位置するため、人・もの・情報が行き交う交流拠点として栄えてきました。



和歌山城（おはしろうか）

その後、元和5年(1619年)に徳川家康の第10子・頼宣が入城し、以後、徳川御三家紀州藩55万5千石の城下町として繁栄し、江戸後期には人口約9万人を擁する全国7番目の大都市として栄えました。

この時代の紀州が生んだ人物として、享保の改革を行った暴れん坊将軍の異名をもつ第8代将軍・徳川吉宗が挙げられます。

昭和20年7月の和歌山大空襲により、当時の市街地の約7割が被害を受け、本市は壊滅的な状態になりましたが、市民の総力を結集した努力の結果、都市の復興再建が急ピッチで行われるとともに、昭和34年までには隣接14町村を合併して、現在の「和歌山市」となりました。

現在、第二阪和国道、京奈和自動車道、関西国際空港第二期事業などの建設工事が進められており、これらのプロジェクトの効果をいかに本市の発展に結び付けていくかが今後の大きな課題となっています。

## 消防局重点目標

### 「安全なまち 和歌山市をめざして」

和歌山市消防局は、消防局(5課)と5署6出張所、402名の職員で組織されています。

中世になるまでは地域全体を支配する者は現れず、雑賀衆をはじめとする裕福な土豪集団が割拠していましたが、天正13年(1585年)に豊臣秀吉により平定され、吹上の峰に「和歌山城」が築城されました。

消防局庁舎は平成17年3月に開庁し、消防局、中消防署、市危機管理部が入った合同庁舎(地下1階、地上6階建)で、兵庫県南部地震規模の地震に耐える強度を有しています。また、中枢である通信指令施設の部分は機器等の損傷を防止するため、床免震構造を取り入れるなど、防災拠点としての構造と設備を備えています。

また、3階部分は平成17年4月にオープンした防災学習センターがあり、地域住民に対して災害の危機意識を促し、地域全体の防災対応力の向上を図るために、「災害体験シアター(そのときあなたは)」、津波の速さやどの程度の高さの津波が襲ってくるかをシミュレーションした「津波ハザード」、「煙避難体験」、「初期消火体験」などの設備を設け、「見て・聞いて・体験して・学習する」をテーマとしています。平成19年3月までの入館者数は2万9,687人となっています。



本部庁舎

さらに、昨年、地震体験車を購入し、運用を開始しました。本車両は、電動サーボモーター方式の3軸(前後、左右、上下方向の揺れ)タイプで、震度1から震度7までの9つの震度階の揺れを再現でき、特徴として東海、東南海・南海地震が同時発生を想定した地震を体験することができます。

また、昨年10月には市内の各消防署で予防業務に従事する職員の中から予防技術員等のエキスパートを選出し、法令違反対象物の是正を専門に、措置命令や告発までを視野に入れた「特別査察隊」を消防局内に発足させ、これまでの自発的な違反是正を促す「ねばり強い行政指導」



地震体験車

から、関係者に対して違反是正の意志を強く伝え、機を逸することのない積極的な違反処理の取組みにより、是正率が大幅に上がり予想を超える成果を得ることができました。

本年度は高度救助隊発足に向け、救助隊員の養成、救助工作車Ⅲ型の導入を予定しております。

## おわりに

東海、東南海・南海地震が懸念される中、地域住民が安心して暮らせる和歌山市にするために、消防職・団員一丸となって精進してまいります。

## 大相撲の殿堂 国技館に「優マークの認定通知書」を交付

### 東京消防庁

東京消防庁は平成18年10月1日より、建築物の安心・安全の確保を実現するため「優良防火対象物認定表示制度」をスタートさせましたが、去る5月11日に、多くの人が観覧に訪れる国技館が防火安全上優良であることを評価し、「優良防火対象物認定通知書」を交付しました。これにより、国技館は館内やHP等のあらゆる媒体に「優良防火対象物認定証(優マーク)」を掲示し、建物の安全性の高さを広報することができます。当日は、関口和重消防総監から財団法人日本相撲協会の北の湖敏満理事長へ認定通知書を手渡しました。



関口消防総監と「優マーク」を掲げる北の湖理事長

## 社会貢献の第一歩

### 新潟県消防学校

新潟県消防学校では、本年4月に入校した初任科生の社会貢献第一歩として、去る5月2日に全血献血(400ml)を実施しました。今期の入校生は102人(うち女性5人)で、平均年齢21.2歳と若さあふれる学生が多く、入校中においても「人の役に立ちたい」と学生の任意で課外時間に計画しました。初任科生による全血献血は、平成3年から実施しており、これまでに延べ約1,000人の学生が貢献しました。初任科生にとって「初心」を忘れず、積極的に地域社会の役に立って行こうと決意を新たにしたい一日となりました。



決意も新たに献血を行う初任科生

# 消防通信 望楼 ぼうろう

## 林野火災合同消防訓練を実施

### 岸和田市消防本部

岸和田市消防本部は去る4月14日、里山再生事業を推進している神於山において、緑と自然を火災から守るため林野火災合同消防訓練を実施しました。訓練は火災発生時の防災関係機関相互の連絡体制の強化を目的に実施したもので、「ハイカーの火の不始末で出火し、折からの強風に煽られ拡大している」との想定で、岸和田市消防団、大阪市消防局航空隊、陸上自衛隊第37普通科連隊、岸和田警察署、地元自主防災組織など6団体から110人、ヘリコプター1機、車両15台が参加し、空陸一体となった訓練を実施しました。



消火訓練を行う岸和田市消防団員

## 防災フェアで火災予防

### 雲南消防本部

雲南消防本部と雲南防火委員会は去る4月15日、財団法人日本防火協会と共催で、住宅用火災警報器の設置促進と火災予防を呼びかけるため「防災フェア」を開催しました。当日は地域住民ら約800人が詰めかけ、消防車両の展示や住宅用火災警報器の普及活動、起震車による地震体験などを実施しました。また、来場者を消防車両や署員手作りのマスコットと一緒に撮影し、カレンダー入りのポスターにして手渡すサービス等も行いました。防災フェアを通じ、広く防火防災に対する認識を深めてもらうことができました。



防災フェアの様子

消防通信／望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。



# 消防大学校 だより

## 平成19年度中の講師派遣について

消防大学校では、消防学校における教育内容の充実を図るため、技術的援助の一環として講師派遣を行っており、平成19年度は、33府県95件の授業に対して講師派遣を予定しています。これらのうち、平成19年度においては、新たな取組みとして特別枠4件の派遣を予定しています。

特別枠は、「消防学校の教育訓練の基準」に適合するよう科を新設する場合、教育内容の充実のため授業数を増やす場合、新たに先駆的な教育内容を取り入れたい場合に、これまでの要望枠に加えて個別に要望を認めたもので、優先的に講師を派遣することとしています。

今年度、特別枠として講師を派遣するのは、①特殊災害科の新設に伴うもの、②水難救助対策（2件）、③救急救命士を対象とした「消防及び医療の連携」の各授業です。

また、災害の複雑多様化、住民ニーズの増大等、時代の進展に伴い、消防学校における教育訓練も高度な内容が求められています。

このため、専科教育においては極めて専門性が高い分野について全国水準の技術に直接触れようとするもの、総合教育においては消防行政の現状と課題に関し、背景や経過等について全国的な見地から講義を行うものに対する派遣の要望が多く寄せられ、これらに積極的に対応していくこととしています。

消防大学校では、消防学校との連携を密にし、消防職・団員への教育が円滑に実施されるようにしていきたいと考えております。

### 講師派遣の状況

区分	講義内容	件数	
専科教育	警防科	警防行政の現状と課題、警防対策、消防戦術と安全管理	8
	特殊災害科	特殊災害の概論、現場活動要領、安全管理	13
	予防査察科	予防査察行政の現状と課題、査察、違反処理	12
	危険物科	危険物行政の現状と課題、危険物規制	2
	火災調査科	原因調査関係法規、原因調査、鑑定、事例研究	21
	救急科	救急業務及び救急医学の基礎	1
	救助科	安全管理、災害救助対策	9
総合教育	初級幹部科	消防法令、警防行政	2
	中級幹部科	消防時事、消防財政、人事業務管理、安全管理、現場指揮	13
	上級幹部科	業務管理、人事管理、危機管理	11
その他	水難救助対策、消防及び医療の連携	3	
計		95	



消防学校上級幹部科で危機管理講義（副校長を派遣）



消防学校で図上訓練指導（助教授を派遣）

## ■ 第3回指揮隊長コースの開催について

4月の異動時期を捉え消防大学校では、去る4月16日(月)から20日(金)までの5日間、緊急消防援助隊教育科第3回指揮隊長コースを開講し、全国から緊急消防援助隊の指揮支援部隊長、指揮支援隊長、都道府県隊長又は都道府県隊指揮隊長として活躍が期待される26名が集まり、業務に必要な知識及び能力の更なる修得に努めました。

カリキュラムの内容としては、緊急消防援助隊としての部隊指揮要領、航空隊との連携及び過去の災害事例などの座学のほか、シミュレーションを通じて災害時の現地調整本部の適正な運用方法を疑似体験する図上訓練も行いました。

この図上訓練では、学生が被災した都道府県の調整本部員又は消防庁現地派遣員となり、進行役の教官が時間経過とともに与える想定に対して、どのように対応していくのかを検証しました。

また、今回から新たに学生間で問題点について意見交換する自由討議をはじめ、学生が今までに経験した事案

の発表や疑問に思っていた事案、意見交換してみたい事案に対する検討をグループごとに行い積極的な意見交換をしました。

研修後の感想についても、「実践的な研修が多く緊急消防援助隊の制度実務がよく理解できた」、「緊急消防援助隊に関する知識が充実し、部隊指揮能力の向上が図られた」などのほか、「各県代表消防本部の方々とは面識を持つことができ、今後、災害現場で顔を合わせた際には、活動をスムーズに行うことができる」などの感想も寄せられました。

本年に入り全国では既に3回もの緊急消防援助隊の出動があり、また、講師の中には1か月前に現地で活躍された方もいるなど、緊張した中で真剣に授業が進められ、短い期間でしたが中身の濃い有意義なコースとなりました。

各所属での異動直後の多忙な時期ではありましたが、あって欲しくない「いざ」という時のため、少しでも早くこのメンバーが一堂に集うこととしたものです。



真剣な表情で講師の話を聞く学生



現地調整本部運営を想定した図上訓練

# 住民自らによる災害への備え

## 防災課

防災体制の強化については、防災関係機関による体制整備のみならず、地域住民が連携し、地域ぐるみの防災体制を確立することが重要です。

特に、大規模災害時には、膨大な被災者の発生や道路や水道などライフラインが寸断し、さらには消防をはじめとする防災関係機関等が被害を受けることも予想されます。こうした状況の中では、住民が「**自分たちのまちは自分たちで守る**」という信念のもとに相互に助け合い、組織的に人命救助や初期消火、情報の収集伝達等の自主的な防災活動を行うことが必要不可欠であり、住民の方々のこうした活動が被害の軽減に大きな役割を果たします。

平成7年兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）においても、地元住民が協力しあって、初期消火、被災者の誘導や救出を行っており、多くの人命を救出した事例が見られました。（社）日本火災学会の調査によれば、この大震災により生き埋めや建物等に閉じこめられた人のうち、救助された人の約95%は自力でまたは家族や隣人によって救助されています。阪神・淡路大震災の事例からも、発災直後の人命救助や初期消火には近隣の住民に負うところが大きく、普段から支え合う関係が大規模災害における犠牲を最小限に食い止めるために大きな役割を果たしています。

このような住民による自主的な防災活動を活発化するためには、以下の点に注意しなければなりません。

一つ目は、住民自らの防災活動を促す工夫が必要です。そのためには、地域のイベントに防災の観点を盛り込むなどして、「楽しみながら」多くの住民が積極的に防災活動

に参加できるような仕組みづくりをし、住民の防災意識の高揚を図ることが大切です。

二つ目は、リーダーの育成です。役員の高齢化やそれに伴う後継者・リーダーの不足等が問題とならないよう、今後、積極的に防災に関する講習会等の受講を促し、市町村や消防機関等と協力してリーダーの育成を図っていくことが望まれます。

三つ目は、他の地域の自主防災組織等との連携です。大規模災害時には、一地域だけで対応することが困難な場合が多いことから、日常より、近隣の自主防災組織との相互の応援協力体制や各組織間における情報・人的交流等を築き、連携を図ることが必要です。

四つ目は、婦人（女性）防火クラブや福祉ボランティア団体等との連携です。各地域には、火災予防や防火思想の普及に向けて、家庭の主婦等を中心に組織された婦人（女性）防火クラブ等が存在しており、こういった団体との連携も有効です。また、福祉関係のボランティア団体や事業所の自衛消防組織が存在する地区では、これらとの連携によって、災害時における効果的な対応体制を整備することができるのです。

こうした内容は、消防庁が各都道府県・市町村に配付した「**自主防災組織の手引**」に記載しており、下記の消防庁ホームページからもご覧になることができますので、ご参考にしてください。

<http://www.fdma.go.jp/html/life/jisyubousai/index.html>



防災マップ作成の様子  
（写真提供：愛媛県松山市高浜地区自主防災会）

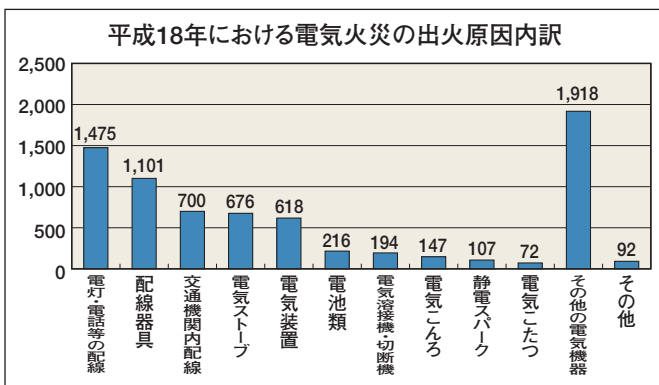


防災訓練（消火訓練）  
（写真提供：福岡県立花町白土地区防災会）

# 電気器具の安全な取扱い

## 予防課

電気器具は便利なものですが、使用者の取扱いの不注意や誤った使用方法から火災となる場合があります。(下図参照)



平成18年の火災件数は5万3,276件となっており、そのうち電気火災の件数は7,316件で全体の13.7%を占めています。

電気器具を使用する際には、次のことに注意しましょう。

### 1. 電気器具の点検の実施

扇風機、電気ストーブなどの季節的に使用する電気器具は、毎年使用する前に必ず点検をしましょう。また、使用中に普段と違った音や動きに気付いたときは、すぐに使用をやめ、コンセントから差込プラグを抜いて、専門の業者に点検をしてもらいましょう。

### 2. 電気器具の正しい使用

電気器具を本来の用途以外に使用した場合、器具に負荷がかかり、その結果、過熱して火災になることがあります。取扱い説明書をよく読み、その機能を十分に理解した上で正しく使用しましょう。

また、ヘアードライヤーなどは、スイッチを切り忘れて、意図せずにはずみ等でスイッチが入ったりした状態で

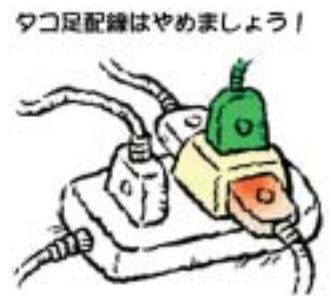


放置すると火災の原因となります。使わないときは、機器のスイッチを切るだけでなく差込プラグをコンセントから抜いておきましょう。

### 3. 電気配線等からの出火防止

家電製品やOA機器の普及により、数多くの電気器具を使用するようになりました。

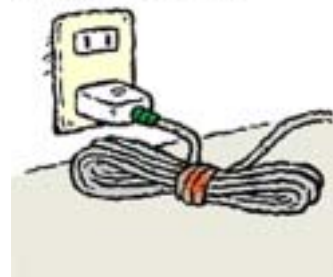
このため、コンセントが不足することもあり、たこ足配線になりがちです。コンセントの電気の許容量を超えて電気器具を使用するとコンセントが過熱し、火災になることもあるので、たこ足配線は絶対にやめましょう。



また、プラグにほこりや湿気等が付着したまま長い間放置しておくと、プラグの両刃間に電気が流れ、ショートして火災になることがあります(トラッキング火災)。長期間使用しない電気器具のプラグはコンセントから抜いたり、掃除等の機会にプラグに付着したほこり等を取り除くようにしましょう。

さらに、傷ついたコードを使用したり、束ねた状態や重い物が載った状態であると、その部分に負荷がかかったり、断線し、出火する可能性がありますので大変危険です。

コードを束ねて使うのはやめましょう。



傷んだコードは早めに交換し、重い物を載せたり、束ねた状態での使用はやめましょう。

#### 【注意事項】

- ① 使用しないときには、**コンセント**を抜く。
- ② **たこ足配線**は、絶対にやらない。
- ③ **傷んだコード**は使用しない。
- ④ 配線は**束ねた状態**で使用しない。

## 2007年度全国統一標語・防火ポスター 記者発表会

予防課

2007年度全国統一防火標語・防火ポスター記者発表会が、去る3月28日(水)に帝国ホテル(東京都千代田区)



戸田恵梨香さんから高部正男消防庁長官へのポスターの寄贈

において、社団法人日本損害保険協会(石原邦夫会長)主催のもと開催されました。この発表会は例年行われておりますが、広報効果をより高めたいとの理由から、今回はじめて社団法人日本損害保険協会から依頼を受け消防庁長官が出席しました。

発表会では、主催者の挨拶、2007年度防火標語の発表に続き、防火ポスターモデルの戸田恵梨香さんから高部正男消防庁長官へ直接防火ポスターが寄贈されました。

消防庁では、防火意識の高揚を図るため、防火標語を広く火災予防のPRに活用することとしています。

2007年度全国統一防火標語

**「火は見てる あなたが離れる その時を」**

## 救急救命士病院実習啓発広報用ポスター 感謝状授与式

救急企画室

去る4月11日(水)に、救急救命士病院実習の啓発広報用ポスターのモデルである遠藤久美子さんに対して、消防庁長官感謝状の授与を行いました。

消防庁長官の感謝状は、消防の発展に貢献し、その功績が顕著な方に授与することとしています。

遠藤久美子さんは、テレビドラマやCM等で活躍され、多忙なスケジュールの中、ポスターのモデルとして誠意と熱意をもって積極的にご協力いただき、今回の感謝状の授与となりました。消防庁では、作成したポスターを消防機関等を通じて全国各地に掲出し、このポスターを目にした多くの皆様が救急救命士の病院実習に理解を示され、ご協力いただけることを期待しています。



大石利雄消防庁次長と遠藤久美子さん

## 「平成19年度第2回及び第3回消防広域化シンポジウム」の開催について

消防の広域化につきましては、平成18年7月12日に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を定め、消防庁としても説明会の開催や消防広域化推進アドバイザーの派遣をはじめとする多くの施策を通じて積極的に推進しています。

平成19年度は、都道府県において推進計画を策定する重要な時期であり、消防の広域化を一層推進するため、消防関係者をはじめ広く行政関係者、住民のみなさまを対象として下記のとおり第2回及び第3回の消防広域化シンポジウムを開催します。

### 第2回消防広域化シンポジウム（広島会場）

- 開催日時 平成19年7月4日(水)13時30分から
- 場 所 アステールプラザ

### 【問い合わせ先】

総務省 消防庁 消防・救急課  
 広域化推進係 小林・高島・伊藤  
 〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2  
 電 話 03-5253-7522（直通）  
 F A X 03-5253-7532  
 E-mail keibou@ml.soumu.go.jp

### 第3回消防広域化シンポジウム（仙台会場）

- 開催日時 平成19年7月27日(金)13時30分から
- 場 所 仙台国際センター

## 4月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防消第 55号	平成19年4月1日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について
消防災第 144号	平成19年4月2日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について
消防予第 137号	平成19年4月10日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・指定都市消防長	消防庁予防課長	エアゾール式簡易消火具の不具合(亀裂・破裂事故)に係る注意喚起について
消防危第 71号	平成19年4月10日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	国民保護法の適正な施行に係る危険物の施設の把握のための調査結果の更新について
消防危第 72号	平成19年4月11日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	平成19年度危険物事故防止アクションプランの取組みについて
消防救第 46号	平成19年4月12日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急企画室長	「救急業務におけるトリアージに関する検討会」報告書について
消防救第 51号	平成19年4月20日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急企画室長	「災害時における消防と医療の連携に関する検討会報告書」(中間とりまとめ)の報告について
消防消第 74号	平成19年4月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	「平成19年度第1回消防広域化シンポジウム」の開催について

## 広報テーマ

6 月		7 月	
①危険物安全週間	危険物保安室 危険物保安室	①台風に対する備え	防災課
②セルフスタンドにおける安全な給油について		②住民自らによる災害への備え	防災課
③住宅用火災警報器等の普及促進	予防課	③石油コンビナート災害の防止	特殊災害室
④災害時要援護者対策の推進	防災課	④電気器具の安全な取扱い	予防課

# 危険物 目指せ無事故の MVP

メジャーリーガー  
シカゴホワイトソックス  
井口資仁



消防庁 / 都道府県 / 市町村 / 全国消防長会 / 全国危険物安全協会

平成19年度危険物安全週間推進ポスター

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。